

○漏水があった場合

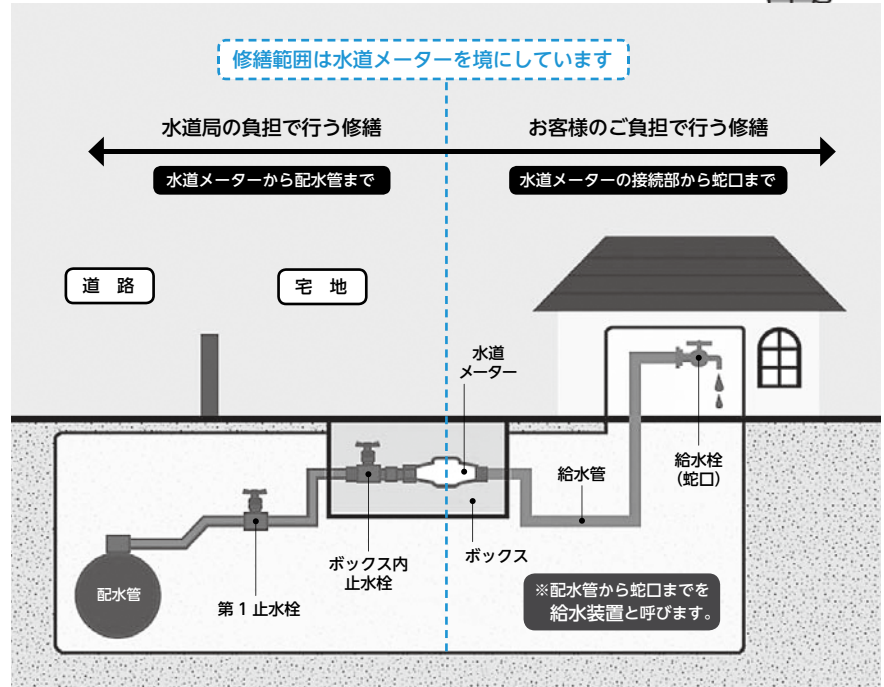
水道検針により、漏水の疑いがあると連絡を受けた場合、宅地内の蛇口から水道メーターまでの漏水の可能性がありますので、修繕は銚子市指定給水装置工事事業者（7 ページ参照）に依頼してください。

水道メーターより配水管までの漏水を発見した場合は、水道局工務室（☎ 0479-22-7783）へご連絡ください。

集合住宅などの場合は、公道から最も近い宅地内の止水栓（第1止水栓）から配水管までを水道局で修繕します。

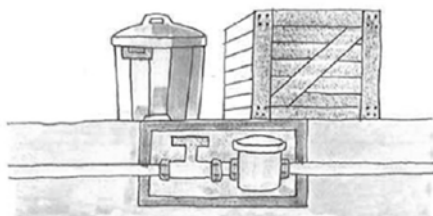
漏水時の水道料金について、一定の基準を満たす場合に限り、漏水量の一部について水道料金を減免することがあります。

詳しい内容は、水道料金センター（☎ 0479-30-3131）にお問い合わせください。

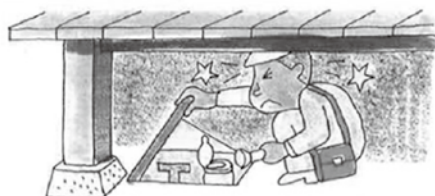


※給水装置はお客様の財産です

水道メーターの検針にご協力ください



メーターボックスの上に物を置かないでください



家の増改築などで、水道メーターが床下や屋内にならないように、検針しやすい場所に移してください



犬は放し飼いにせず、出入口やメーターボックスから離れてつないでおいでください



メーターボックスの中は、いつもきれいにしておいてください